

訪問看護 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 事業者 株式会社 ALL-KIN
- (2) 所在地 愛知県尾張旭市新居町五反田 3445
- (3) 電話番号 080-1616-1123
- (4) 代表者氏名 代表取締役 若杉英典
- (5) 設立年月日 令和 8 年 3 月 30 日

2 事業所

- (1) 事業所の種類 訪問看護・介護予防訪問看護
訪問看護ステーションコード：1390913
事業所番号：2361390913
- (2) 事業所の名称 にこ訪問看護ステーション
- (3) 所在地 愛知県名古屋市守山区大森 4 丁目 1314 グリーンハイツ大森苑 403 号室
- (4) 電話番号 052-789-1930
- (5) 管理者氏名 若杉英典
- (6) 開設年月日 平成 8 年 10 月 1 日

※ 当事業者が運営する他の訪問看護ステーションに、対応する事業所が変更となる可能性があります。

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) サービス提供地域 名古屋市守山区
- (2) 営業日時 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- (3) 休業日 土・日曜
- (4) 利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間外での訪問看護を行います。

4 事業の目的及び運営の方針

- (1) 看護師等の職業倫理に基づき、利用者や家族に対し、公正に職務を遂行します。

- (2) 主治医及びその他の医療機関と密に連携をとり、心身の状況や療養環境に応じた、安心していただける看護を提供します。
- (3) 療養上必要な事項について、利用者、家族にわかりやすい説明を心がけます。
- (4) 羞恥心への配慮など、プライバシー保護に努めます。
- (5) サービスの提供記録に関する記録は、契約終了日から5年間保存します。

5 職員配置

当事業所は、利用者に対して以下の職員を配置し、訪問看護を提供します。

< 職員体制 >

管理者	1.0 名以上 (常勤)
看護職員等	2.5 名以上 (常勤換算)
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1.0 名以上

< 職務内容 >

(1) 管理者 (看護師・保健師)

事業所の職員の管理および業務の管理を行います。

(2) 看護職員 (看護師・准看護師・保健師)

サービスの提供にあたります。また、准看護師を除く保健師・看護師が介護保険法および健康保険法に定められた訪問看護計画書 (以下「訪問看護計画書等」とします。) および訪問看護報告書 (以下「訪問看護報告書等」とします。) を作成します。

(3) 理学療法士・作業療法士または言語聴覚士 (以下「理学療法士等」とします。)

サービス (在宅におけるリハビリテーション) の提供にあたります。

6 サービス内容について

サービスの内容は次のとおりとします。

- (1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置 (5) リハビリテーション(※) (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

※ 理学療法士等が看護職員の代わりに訪問し、看護業務の一環としてリハビリテーション中心としたサービスを実施するものを含みます。

7 利用の中止、変更について

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止または変更することができません。その際は、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- (2) 訪問看護サービスの利用を中止した際は、別日にサービス提供を振り替えます。その際、事業所の稼働状況により希望する期日にサービス提供ができない可能性があります。
- (3) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日に利用の中止の申し出をされた場合、取消料として 2,000 円をお支払いいただく場合があります。但し、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

8 法定利用料金、支払いについて

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別紙の通りです。金額は、法定利用料に基づく金額です。
- (2) 法定利用料金は関連法令が改定された場合は、改正後の金額を適用します。
- (3) 一部公費負担される場合があります。
- (4) 利用者負担金は、翌月 10 日以降請求書をお渡しします。請求金額は、毎月 26 日にご指定の金融機関の口座から引き落としします。
- (5) 口座振替の手続きには通常 2〜3 ヶ月程度を要します。手続きが完了するまでの利用料金につきまして、完了後にまとめて合算のうえご請求させていただきます。なお、合算でのご請求に関してご事情等により個別のご相談をご希望の場合は、事前にお申し出ください。
- (6) 領収書は入金確認後に発行いたします。尚、再発行は致しませんので大切に保管してください。

9 実費サービスについて

- (1) サービス提供時間が法定時間を超える、もしくは保険適応外でのサービスを希望される場合は次項の金額を自費にてお支払いいただきます。

訪問看護師 30 分 5500 円(税込)

訪問セラピスト(リハビリ) 40分 7700円(税込) 60分 11000円(税込) 80分 15400円(税込)

- (2) 保険適応外でのサービスで発生した事故について、当事業所に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

10 サービス物品等の準備、提供について

- (1) サービス提供にあたり弊所が使用する消耗品（オムツ等の介護物品）は、全額利用者負担で利用者が用意するものとします。

(2) サービス提供するにあたり使用する電気、ガス、水道等の使用は無償で許可するものとします。

11 感染対策について

(1) 当事業所では、感染予防のため、訪問時に洗面所をお借りして手指洗浄をする場合があります。

(2) 感染症蔓延予防の為に、使用した手袋やオムツ、医療物品等は、自宅で破棄します。

(3) 当事業所では、感染予防策を講じ看護事業を実施しておりますが、COVID-19を含む感染症等の感染リスクをゼロにすることは困難な現状があります。

(4) 感染予防策を実施したとしても、利用者又はその家族、周囲の方々への感染リスクがあることを承諾いただいた上でのご利用をお願いします。

(5) 感染予防策を講じた上で、利用者又はその家族、周囲の方々に COVID-19 を含む感染症に罹患し、何かしらの不利益を被ることになったとしても、当事業所での責任は負いかねます。

12 緊急時、事故発生時の対応について

(1) 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行います。

(2) サービス提供により事故が発生した場合は、利用者又はその家族、主治医および居宅介護支援事業者等の医療・福祉・介護・行政機関に必要な応じた報告と連絡を行うとともに、事故の状況および事故に際してとった処置を記録し、その原因を解明し再発防止策を講じます。

13 虐待防止について

当事業所における虐待防止は次の窓口で対応します。

相談窓口	にこ訪問看護ステーション 管理者
営業時間	営業日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
連絡先	電話 052-798-1930 FAX 052-798-1940

(1) 当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために虐待の防止に関する責任者を選定し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催します。

(2) 従業員の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

14 身体拘束等の防止について

- (1) サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

15 事業継続に向けた取り組み

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、お客様に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施し、非常時においても早期の業務再開が行えるよう計画（業務継続計画）を策定します。また、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 ハラスメント防止について

職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (2) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。
- (4) 社会通念上、職員が身の危険、苦痛を感じる可能性のある、以下のような事柄が発生した際は、どのような状況であろうと即時にサービス提供を終了します。

身体的、精神的な暴力	物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる 人格否定、部屋の出入り口に立ち続ける、施錠をする など
セクシュアルハラスメント	不必要に職員の体を触る、抱きしめる、必要以上に距離を詰める、ヌード写真や動画を片付けない/見せつける など
不当な要求	飲食物や金品等を持ち帰ることの強要、不要なケアの強要、謝罪の強要(土下座をさせる)、利用料金の値下げ など

17 相談・苦情の受付

当事業所における相談や苦情は次の窓口で対応します。

相談窓口	ここ訪問看護ステーション 管理者
営業時間	営業日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
連絡先	電話 052-798-1930 FAX 052-798-1940

また、当事業所以外の相談・苦情窓口があります。

愛知県国民健康保険団体連合会	電話 052-971-4165
名古屋市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課	電話 <u>052-959-3087</u>

18 お願い

- (1) 訪問到着時間は、他の利用者の状況や、交通事情などにより前後する場合があります。訪問時刻が当初の予定よりも 15 分以上前後する場合のみ 電話連絡します。
- (2)他の利用者の様態が急変したなどの場合、訪問時間を急遽変更する場合があります。
- (3)以下のことは、利用者、家族ともにお控えください。
 - 喫煙、飲酒
 - 心付け（飲食物、現物、金銭の提供 など）
- (4) 訪問時は、ペットをケージに入れるか、別室に入れていただくようお願いします。
- (5) 非通知からの着信は折り返しができないため、連絡される際は非通知設定をせずに連絡をお願いします。
また、いたずら防止のため、非通知着信は繋がらない設定となっております。
- (6) 実習、見学を目的とした当社社員、学生、有資格者が同行訪問する場合があります。
- (7) 昨今の事件を受け、スタッフの身の安全を守るために、催涙スプレー等を携帯している場合があります。
- (8) トラブル発生時は、複数名で訪問させていただくことや、やり取りを録音させていただくなど、再発防止のための対応を講じます。

【加算に関する同意の有無】

利用者は、下記の加算に同意する場合には、各項目の ☐ にチェックをつけてください。

1. 介護保険適用の場合

- ☐ 緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算に同意します
- ☐ 複数名訪問看護加算に同意します
- ☐ ターミナルケア加算に同意します（※1）

（※1）本書面と併せて、事業所からターミナルケアに係る計画及び支援体制についての説明を受け、

計画書にも同意しました。

2. 医療保険適用の場合

- ☐ 24 時間対応体制加算に同意します
- ☐ 複数名訪問看護加算に同意します
- ☐ 在宅患者連携指導加算に同意します
- ☐ 訪問看護医療 DX 情報活用加算に同意します
- ☐ 訪問看護情報提供療養費の算定に同意します
- ☐ ターミナル療養費の算定に同意します（※2）

（※2）本書面と併せて、事業所からターミナルケアに係る計画及び支援体制についての説明を受け、
計画書にも同意しました。

以上

本契約を証するため、本書を 2 通作成し、お客様および会社双方が記名の上、各 1 通を保有するものとします。

契約の締結日 年 月 日

利用者

私は、契約事項の説明を受け、内容について確認しました。

私は、確認した訪問看護サービスの利用を申し込みます。

住 所

氏 名

ご家族代表等

私は、重要事項の説明を受けてその内容および本契約内容について同意します。

住 所

氏 名

(続柄)

後見人 / 保佐人 / 補助人 ※該当するものに○をしてください。

私は、お客様の本契約締結行為について (代理 / 同意) します。※該当するものに○をしてください。

住 所

氏 名

(続柄)

事業者 所在地 〒488-0070 愛知県尾張旭市新居町五反田 3445

名 称 株式会社 ALL-KIN

代表者 若杉英典

事業所 所在地 〒463-0021 愛知県名古屋市守山区大森 4 丁目 1314 グリーンハイツ大森苑 403 号室

名 称 にこ訪問看護ステーション